



# あおいろという士

青色十色 2019 No.195 月号



青色十色 2019年11月10日発行・編集/  
公益社団法人小田原青色申告会 〒250-0012 小田原市本町2-3-24 TEL.0465-24-2611 info@aoiro-odawara.com

1 青色会館は小田原市の津波避難ビルに指定されています。

## 税を考える週間

11月11日～11月17日  
今年も東色の市日町のたくさんの小学生が、読者の皆様として、紙に関する言葉や課題とした書道作品制作に取り組みました。

第38回 青色申告・小学生の税の書道展 (開催記事: 3面)

今年も東色の市日町のたくさんの小学生が、読者の皆様として、紙に関する言葉や課題とした書道作品制作に取り組みました。

11月11日～17日

第38回 青色申告・小学生の税の書道展 (開催記事: 3面)

今年も東色の市日町のたくさんの小学生が、読者の皆様として、紙に関する言葉や課題とした書道作品制作に取り組みました。

11月11日～17日

第38回 青色申告・小学生の税の書道展 (開催記事: 3面)

2 今年も東色の市日町のたくさんの小学生が、読者の皆様として、紙に関する言葉や課題とした書道作品制作に取り組みました。

11月11日～17日

第38回 青色申告・小学生の税の書道展 (開催記事: 3面)

今年も東色の市日町のたくさんの小学生が、読者の皆様として、紙に関する言葉や課題とした書道作品制作に取り組みました。

11月11日～17日

第38回 青色申告・小学生の税の書道展 (開催記事: 3面)

3 今年も東色の市日町のたくさんの小学生が、読者の皆様として、紙に関する言葉や課題とした書道作品制作に取り組みました。

11月11日～17日

第38回 青色申告・小学生の税の書道展 (開催記事: 3面)

今年も東色の市日町のたくさんの小学生が、読者の皆様として、紙に関する言葉や課題とした書道作品制作に取り組みました。

11月11日～17日

第38回 青色申告・小学生の税の書道展 (開催記事: 3面)

4 今年も東色の市日町のたくさんの小学生が、読者の皆様として、紙に関する言葉や課題とした書道作品制作に取り組みました。

11月11日～17日

第38回 青色申告・小学生の税の書道展 (開催記事: 3面)

今年も東色の市日町のたくさんの小学生が、読者の皆様として、紙に関する言葉や課題とした書道作品制作に取り組みました。

11月11日～17日

第38回 青色申告・小学生の税の書道展 (開催記事: 3面)

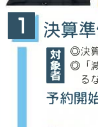
## 個人事業主のみならず！ 決算準備指導会のお知らせ

確定申告指導会場の予約までの流れ

〇正会員を対象とした、予約制の「決算準備指導会」を12月に開催します。決算書の書き方や減価償却費の計算等に不明点がある方は、まずこの指導会にご参加ください。

〇予約制の「決算確認指導会」を1月に開催します。

こちらにご参加いただいた決算書の完成が確認できた正会員の方のみ、2月～3月に開催する「確定申告指導会場」会場日時のご案内を承ります。



### 確定申告指導会場の予約条件

1月に開催する「決算確認指導会」にて、決算書が正しく完成していると確認させていただいた正会員の方

1 決算準備指導会 (12月開催/予約制/個別指導) の参加

〇決算書の書き方や減価償却費の計算等がわからない方  
〇「減価償却計算ツール」をご利用の方、事業用の車両を買い替えるなど「資産の増減があった方」

予約開始: 11月1日(金)～

開催日: 12月8日(日)～20日(金) \*12月15日(日)を除く

予約時間: 平日 9時 10時 11時 13時 14時 15時 16時  
土日 9時 10時 11時 (指導時間は1人50分程度)

会場: 青色会館1階、東区地域各所  
(詳細は11月号同封の正会員向けチラシを参照)

ご持参いただくもの

1. 帳簿・月別決算書  
2. H29, 30年分の決算書及び  
確定申告書の控 (所得控・消費税)  
3. 今年購入した10万円以上の資産 (リースを含む) がある方は金額や内容がわかる書類  
※消費税込課税事業者の方につきましては、届出などの指導もあわせて実施します。

2 決算確認指導会 (1月開催/予約制) の参加

〇決算書が事前に全て完成している方  
※決算書が完成させた形でご持参ください。  
※決算書の書き方に不明点がある方は、12月の「決算準備指導会」からご参加ください。

〇「減価償却計算ツール」をご利用の方、事業用の車両を買い替えるなど「資産の増減があった方」

予約開始: 11月1日(金)～

開催日: 1月6日(日)～20日(月) 開催予定  
※詳細につきましては、12月号紙面及び同封の正会員向けチラシをご参照ください。

3 確定申告指導会場 (2月3日及び3月16日)  
(従来通りの受付日の指導も行います。)

お申込み・お問い合わせ TEL 0465-24-2614 事業課 (受付時間 平日9～17時)

## 減価償却計算サービス

計算や記入が大変な決算書の「減価償却の計算」欄の作成が不要になります。

10月31日(木)までにお申込み～11月中旬を目途に計算書を送ります。

12月27日(金)までにお申込み～1月の決算確認指導会もしくは(来年2月からの確定申告指導会場)で指導をお受けます。

\*令和元年度の決算が12月31日(日)までとなります。

ご持参いただくもの 前年分の決算書、控、当年分の資産の増減が分かる資料

期間を要し、総務など資産の増減がある場合は、随時データを更新する必要がありますのでご連絡ください。また、11月中旬を目途に当年分の減価償却計算書を作成して郵送いたします。

既に申請がお済みの方

減価償却計算サービスお申込み・お問い合わせ TEL0465-24-2614 (事業課)

## 事業が赤字なら申告不要？

先日は申告を始めたんだけど、確定申告は必要ですか？

今年はまだ赤字が続いていて、申告しなくてもいいんじゃないかな？

事業が赤字でもきちんと確定申告をお勧めします。

基本的には、事業所得、不動産所得が赤字の場合、確定申告まで完成していると相殺できます。青色申告の方なら、赤字を繰り越して翌年以降の黒と相殺できる可能性があります。また、開業前に会社稼働をしていた場合などは、所得控が適用されるかもしれません。

無申告の場合、住民税や健康保険料の決定などに不利になる可能性もあるためご注意を (詳しくは右さまの市町村にお尋ねください)。

もちろん、個人事業主の方が確定申告するために、領収書等を保存しきちんと帳簿をつけることが必要です。個人事業主の簿記・申告で「手・不安なことがある方は、ぜひ青色申告会をご利用ください。

会員の皆様へ

12月は会費の納入月です

引き落とし日は毎月15日(日)となります。

年会費の2倍(2万円)となります。年会費は年会費の2倍(2万円)となります。年会費は年会費の2倍(2万円)となります。

TEL 0465-24-2612 (管理課)

経理に不安のある方へ

記帳支援事業 (公益目的事業)

記帳処理サービス

青色申告特別控除65万円が適用されたと、所得控(住民税、国民健康保険料等)の負担が少なくなります。

1冊の帳簿作成方法が選べます！

初月の帳簿確認から決算申告書まで、専属の担当者が付いた「完全予約制」だから、安心、便利です。

お申込み・お問い合わせ TEL 0465-24-2614 (事業課) 経理士とのやり取りがスムーズに！